

盛岡市地域協働推進計画（骨子案）「中間とりまとめ」について

平成22年11月24日

市長公室

1 地域協働推進計画（骨子案）「中間とりまとめ」について…別紙のとおり

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 地域協働の必要性
- (3) 地域協働の仕組み
- (4) 地域協働において想定される取組み
- (5) モデル地区における試行と検証
- (6) 今後のスケジュール

参考① 地域協働の仕組みの想定図

参考② 地域協働における役割分担の概念図

用語解説

2 計画策定の今後の予定

- (1) 骨子案の説明と意見交換

対象	時期
盛岡市自治体経営推進会議 公民連携部会	11月下旬
盛岡市町内会連合会・玉山区自治会連絡協議会等	12月上旬
NPO・経済団体等	1月上旬

- (2) 盛岡市地域協働推進計画(案) 策定 1月～2月

盛岡市地域協働推進計画（骨子案）

〔中間とりまとめ〕

1 計画策定の趣旨

市は、平成17年3月に策定した「盛岡市総合計画^(※1)～共に創る元気なまち県都盛岡～」の基本構想において8つの施策の柱の一つとして「信頼される質の高い行政」を掲げ、この中で、市民とともにくる行政の実現のため、協働のまちづくりの推進や、質の高い行政サービスの提供を目指し、市民参画を進めていくこととしています。

また、平成22年3月に策定した「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画^(※2)」において、多様な主体が参画するまちづくりを第一に掲げ、地域コミュニティにおいて、地域の多様な主体が活力を結集し、相互に連携・分担して地域が必要とする社会的サービスの提供に、主体的かつ効果的・効率的に取り組める地域協働の仕組みづくりを進めることとしています。

この盛岡市地域協働推進計画は、これらの上位計画に基づき、市における地域協働を推進するため基本的な取組事項について定めようとするものです。

2 地域協働の必要性

市を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少時代の到来や、地域コミュニティの担い手の不足、財政基盤の脆弱さや硬直性、地方分権の進展など大きく変化してきています。

これまでのまちづくりでは、増加する市民ニーズに対して、主に市が公共サービスを拡大することでまちづくりの課題を解決してきましたが、高度化、多様化する市民ニーズや、地域が抱える様々な課題を解決するには、これまでのような手法では対応が難しいものとなってきています。その一方で、これまでも町内会・自治会等の地縁団体が、地域社会のサービス提供に一定の役割を担ってきました。また、近年は、公共的課題を解決しようとNPO^(※3)や市民団体が数多く設立され、活発な活動を展開したり、市民、企業、行政などの協働により、公園整備にグラウンドワーク^(※4)の手法を取り入れたりする動きも出てきています。

こうした状況を踏まえると、地域を構成する市民、町内会・自治会、NPO、企業等の多様な主体と市が地域の特性や課題などを共有したうえで、それぞれの特性などを考慮し、役割を分担しながら一体となって地域が求めるまちづくりやサービスに柔軟に対応する「地域協働」の手法を取り入れていく必要があります。

この地域協働の取組みを進めていくことで、地域にとって、地域が必要とするニーズを改めて確認することができ、これに基づく必要なサービスの提供が行われることや、地域の将来像を明確にすることにより、活動の意義や目的が幅広く理解されることで、地域活動に参加しようとする動機となります。また、多様な主体の一員としてまちづくりに参加し、成果を実感することで、達成感や充実感を得ることができ、まちづくりに

に対する関心を高めていくことにつながります。

市にとっても、従来のまちづくり懇談会をはじめとした市民の意見を市政に反映させる既存の制度の活用や拡充を図りつつ、地域協働を進めていくことで、地域の課題と要望等がきめ細やかに把握できることから、市が定める各種の計画や事業の実施に反映させることがより可能となります。

したがって、地域協働の仕組みは、これまで以上に地域と市の双方が、同一の方向性のもとでまちづくりや地域課題解決のための事業を計画的かつ効果的に実施することで、地域にとって必要なサービスの提供と望ましいまちづくりを着実に行っていくことを目指すものです

3 地域協働の仕組み

市の地域協働の仕組みは、前項で説明した考え方に基づき、次のとおりとします。

(1) 地域づくり組織の設定

地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、市が地域に働きかけるなどして、一定の地域的なまとまりをもった区域の多様な主体と市が参加して地域づくりを話し合う機会を設けます。この中で、それぞれの区域の実情や特性を踏まえ、多様な主体が対等な立場で参加する地域づくりを進めるための組織としての共通の話し合いの場（以下「地域づくり組織」といいます。）を検討、構築します。

(2) 地域の将来像づくり

地域と市とが一体となって地域の状況に即したまちづくりを行うため、地域づくり組織では、地域の課題や地域の将来のあるべき姿（将来像）を話し合い、地域の課題を整理するとともに将来像の共有を図り、地域の様々な主体が行う事業や活動の方向を一致させ、地域に即したまちづくりやサービスを効果的に進めることとします。

将来像の実現に向けた事業の具体化にあたっては、事業内容はもとより、参加した主体の特性や得意分野、負担の度合い等を考慮し、事業実施のための役割分担を行い、これらを地域づくりのための計画（以下「地域づくり計画」といいます。）として取りまとめます。

この地域づくり計画に基づき、それぞれの主体と市とが協働して、これまでより計画的かつ効果的に事業を進めていきます。

(3) 市の支援

市では、地域の将来像の実現や地域課題を解決するために、地域づくり組織に対して次のような人的・財政的支援を行います。

- ア 市職員による地域活動の支援 → かみやまちからくわんばくのまちづくり
- イ 地域に対する情報提供と相談等に対応するための総合的窓口の充実
- ウ 地域の補助事業等に係る事務処理の負担軽減
- エ 地域の将来像の実現に向けた補助制度の構築

(4) 環境づくり

地域活動を担う人材の不足、地域活動の意義に対する地域住民の意識の希薄化を解決するとともに、地域と市で情報を共有するために、地域づくり組織と市とがそれぞれ次のような取組みを行うことにより、地域協働推進のための環境を整えていきます。

ア 地域の取組み

- (ア) 地域活動を牽引する人材を確保するための地域活動リーダー等の人材発掘
- (イ) 先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の視察研修の実施
- (ウ) 気軽に地域活動に参加できるような雰囲気づくり

イ 市の取組み

- (ア) 地域活動のリーダーの後継者育成等のための人材育成講座等の実施
- (イ) 先進事例を参考とした新たな事業展開のための他都市の事例紹介
- (ウ) 地域課題を市内部で情報共有するための仕組みづくり
- (エ) 市民意見の市政への反映
- (オ) 地域協働を推進するための市職員の意識改革
- (カ) 地域づくり組織に対する活動の場所等の提供
- (キ) 地域の支援等を効果的に進めるための拠点のあり方の検討

4 地域協働において想定される取組み

各地域では、これまで多様な主体がそれぞれ様々な活動を展開し、一定の成果を上げてきていますが、地域協働の取組みでは、地域づくり組織が、これまでの各主体の活動を十分尊重しつつ、地域全体で将来像や課題解決に向けて地域づくり計画を作成します。これに基づき、それぞれが役割分担に基づき相互に連携・補完し、体系的に取り組むことで、これまでよりも地域の特色を踏まえたより良い活動に向上させていくことが期待されます。特に、地域内の複数の主体で行われていた類似事業の統合・拡充、各主体が個別に行ってきました事業の融合等により新たな事業として取り組むなど、地域にとって課題解決や将来像の実現に向けた新たな事業や活動を展開することが想定されます。

地域づくり組織における新たな事業展開の例としては、これまで防災マップや安全マップ、通学児童等の見守りなど、それぞれの主体が行ってきた活動から、より地域の現状が明確化・可視化したマップづくりを行うなど体系的な取組みを実施することで、通学児童の見守りに併せて地域内の安全に目を配ることや、単身の高齢者への声掛けを行うなど、日常的に地域の安全に対する活動がより活発に行われ、「安心して生活ができるまちづくり」が進むことが期待されます。

また、地域内の企業等との連携により、空き店舗や企業等の会議室等を利用して、高齢者や子育て中の親子などの地域住民が気軽に集まることのできるサロン等を開設することで、高齢者にとっての生きがいづくりや世代間交流、情報交換などが活発に行われ、「ふれあいのまちづくり」が進むことが期待されます。

5 モデル地区における試行と検証

地域協働の取組みは、本市の特性を生かしたより良い制度としていくため、市全域で一斉に進めるのではなく、モデル地区での試行や検証を通じて、順次導入を進めていくこととします。

平成23年度においては、モデル地区として2～3の地域を公募し、地域協働の取組みを進めます。

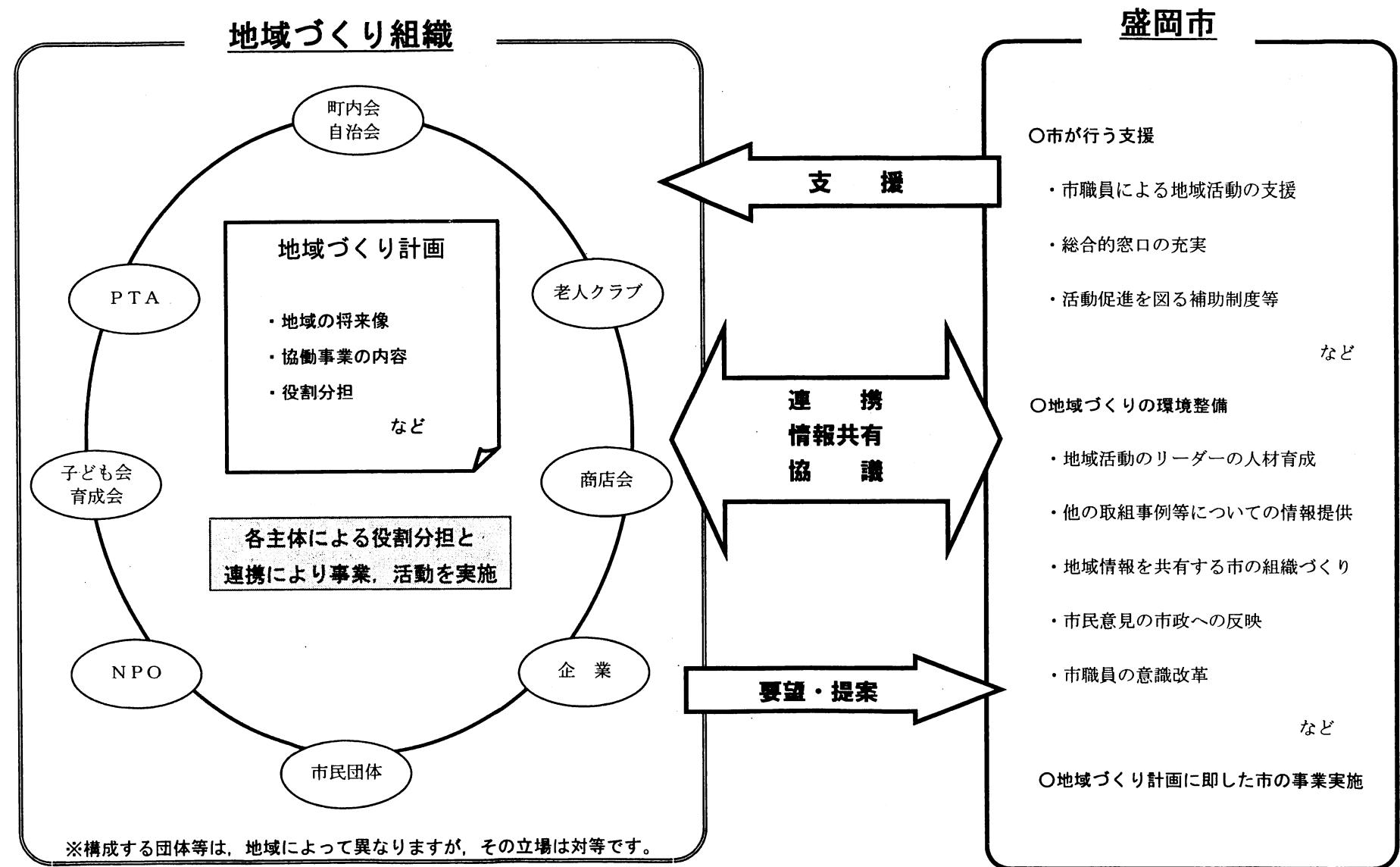
6 今後のスケジュール

市では、地域協働の取組みを進めるにあたっては、おおむね次のようなスケジュールとし、モデル地区での試行終了後、おおむね5年をめどに市全域で取り組みます。

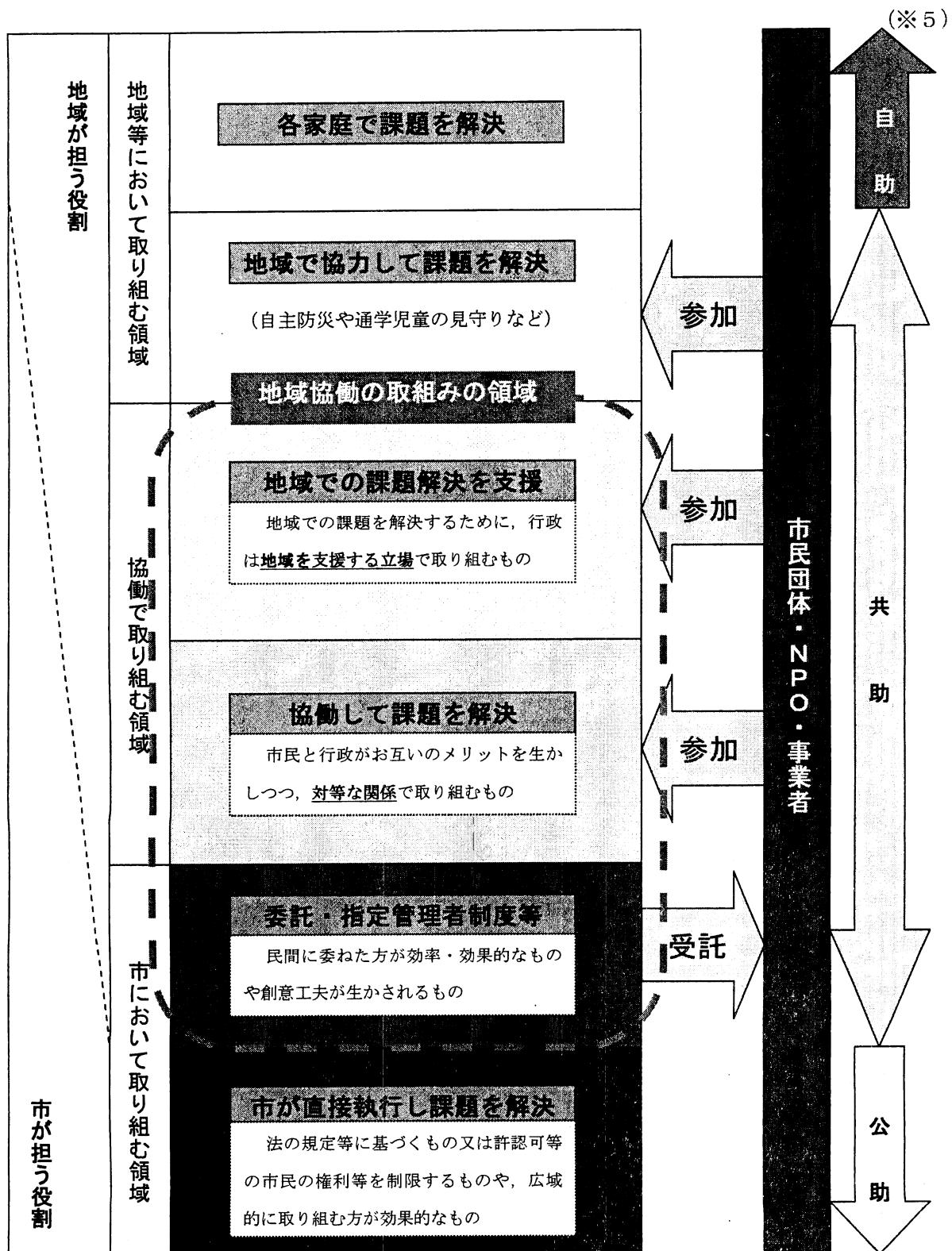
なお、地域協働に関する諸制度については、モデル地区での試行や地域からの意見等を踏まえ、必要に応じて隨時見直しを図ります。

時 期	項 目	内 容
平成22年度	・地域協働の仕組みの作成	
平成23年度	・モデル地区での試行 ・人的、財政的支援制度の検討	・共通の話し合いの場の設定 ・地域の将来像づくり ・市職員の地域支援のあり方の検討 ・補助金制度等の制度の検討
平成24年度 以 降	・取組地区の順次拡大 ・事業の実施	・新たな地区での地域協働の取組み ・地域の将来像実現のための事業実施

(参考①) 地域協働の仕組みの想定図



(参考②) 地域協働における役割分担の概念図



用語解説

【1ページ】

※1 盛岡市総合計画

平成17年度から平成26年度までの盛岡市のまちづくりの理念、目指す姿、これらを具現化するための方策等を体系的に取りまとめた、市政の最上位の計画のことをいいます。

※2 盛岡市自治体経営の指針及び実施計画

少子高齢・人口減少など市を取り巻く環境の変化に対応しながら、将来にわたり住み良いまちをつくるため、これまでの改革の取組みを引き継ぎつつ、市民や町内会・自治会、NPO、企業など多様な主体がまちづくりに参画する仕組みづくりなどを内容とする計画です。取組期間は、平成22年度から平成24年度までの3カ年です。

※3 NPO

営利を目的とせずに社会的貢献活動を行う民間事業組織のことで、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、法人格のない市民活動団体、ボランティア団体などをいいます。

それぞれの団体の社会的使命（ミッション）に基づいて様々な自主的・自発的活動を行っており、新たな公共サービスの担い手として社会的に重要な役割を期待されています。

※4 グラウンドワーク

地域を構成する「住民」、「行政」、「企業」の三者が協働し、ワークショップによる計画づくりや資金、資材の提供、実際の作業などを分担し、自然環境や地域の施設等を改善・整備していく活動をいいます。

（ワークショップ：工房とか協働作業所という意味ですが、講演や説明会のように、一方的に話をする人がいて聞く人がいるという形ではなく、参加者がグループでの作業などを通じて情報やアイディアを出し合い、議論をし、お互いに学びあいながら、課題を発見したり、解決策をまとめ上げていく形の会議形式のこと。）

【6ページ】

※5 自助・共助・公助

個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い（自助）、個人・家族では達成・解決困難なことや非効率的なことを地域社会といった小さな単位が行い（共助）、さらに、地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率的なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位（公助）が順に補完して問題解決を図ることをいいます。